

低圧分野の系統用蓄電池に係る 電気契約のお取扱いについて

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

送配電会社では、低圧系統用蓄電池※の設置に伴い、同社が定める託送供給等約款において特別措置（以下、「蓄電池特措」といいます。）を適用した場合、託送料金の一部について減免措置が適用されます。

しかしながら、現在、弊社の電気料金メニューでは、この減免措置を電気料金へ反映することができません。

そのため、弊社では、蓄電池特措の適用を前提とした電気契約のお申込みは、受付していません。

なお、弊社での電気契約を希望される場合は、蓄電池特措を前提としない「低圧電力」等の電気料金メニューを適用させていただくことになります。

その場合は、[関西電力送配電のホームページ](#)に掲載の「蓄電池設備の特別措置に関する確認書」の特別措置の適用を“希望しない”にチェックのうえ、電気契約のお申込（シンセツくん）に添付のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

※系統用蓄電池とは、電力系統に直接接続され、電力システム全体の需給変動への対応に活用されるもの

〔参考〕蓄電池設備の特別措置に関する確認書（チェック箇所）

[illegible]